

議案第 4 8 号

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部改正について

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 2 6 年 9 月 2 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市学童保育室設置及び管理条例（平成 2 5 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表石戸学童保育室の項中「北本市荒井 2 丁目 2 8 5 番地」を「北本市荒井 2 丁目 3 2 0 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第48号参考資料

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案				
(名称及び位置) 第2条 保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 614 564 662">名称</th> <th data-bbox="564 614 1070 662">位置</th> </tr> </thead> </table>	名称	位置	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 614 1449 662">名称</th> <th data-bbox="1449 614 1960 662">位置</th> </tr> </thead> </table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				
略	略				
石戸学童保育室	石戸学童保育室				
<u>北本市荒井2丁目285番地</u>	<u>北本市荒井2丁目320番地</u>				
略	略				
略	略				